四十一　法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十九号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

四十二～五十　［略］

五十一　決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ～ヘ　略］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　略］

五十二　公判手続の更新をしたときは、その旨及び次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　取り調べない旨の決定をした書面及び物並びに電磁的記録

五十三　法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十四　［略］

２　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は職権で記録を命じた事項は、これを公判調書に記録しなければならない。

（公判調書の供述の記録の簡易化・法第四十八条）

第四十四条の二　訴訟関係人が同意し、かつ、裁判長が相当と認めるときは、公判調書には、被告人に対する質問及びその供述並びに証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述の記録に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記録することができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記録しなければならない。

（公判調書の作成の手続・法第四十八条）

第四十五条　公判調書については、第三十八条第三項、第四項、第六項及び第八項の規定による手続をすることを要しない。

２　供述者の請求があるときは、裁判所書記官をしてその供述に関する部分を読み聞かせなければならない。尋問された者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を記録させなければならない。

（公判調書のファイルへの記録の方式・法第四十八条）

第四十六条　［１］　裁判所書記官は、公判調書を作成してファイルに記録するときは、当該公判調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該公判調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならない。

２　裁判長は、前項の公判調書の内容を確認したことを当該公判調書上明らかにする措置をとらなければならない。

３　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を第一項の公判調書に記録するとともに、当該公判調書の内容を確認したことを当該公判調書上明らかにする措置をとらなければならない。

４　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を第一項の公判調書に記録しなければならない。

５　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を第一項の公判調書に記録しなければならない。

三十八　法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十六号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

三十九～四十七　［同上］

四十八　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　同上］

四十九　［同上］

［イ　同上］

ロ　取り調べない旨の決定をした書面及び物

五十　法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十一　［同上］

２　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判調書に記載しなければならない。

（公判調書の供述の記載の簡易化・法第四十八条）

第四十四条の二　訴訟関係人が同意し、且つ裁判長が相当と認めるときは、公判調書には、被告人に対する質問及びその供述並びに証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載することができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。

（公判調書の作成の手続・法第四十八条）

第四十五条　公判調書については、第三十八条第三項、第四項及び第六項の規定による手続をすることを要しない。

２　供述者の請求があるときは、裁判所書記官にその供述に関する部分を読み聞かさせなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を記載させなければならない。

（公判調書の署名押印、認印・法第四十八条）

第四十六条　［１］　公判調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

２　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

３　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

４　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を付記して認印しなければならない。